

第一編 支那人

一九〇九年	四、四七四	二、二四四
一九一〇年	二、九九二	一、三三八
合計	三〇、三六一	一、一三八四

海拉爾驛經由後貝加爾州から来るもの

年次	三等	四等
一九〇六年	五〇	六八二
一九〇七年	九八七	一
一九〇八年	六七五	一四一
一九〇九年	九三二	二二四
一九一〇年	八七八	五七四
合計	三、五二二	一、六二一

三等乗客の六割を支那人と見て、後貝加爾州から五箇年間に生國へ歸るもの總計三萬三千三百三十五人である。

國境驛通過陸路沿海州から歸國するもの

年次	三等	四等
一九〇六年	六、九一三	一一一
一九〇七年	一、六一一	一
一九〇八年	一、四六〇	四二五

一九〇九年	一、〇八一	一、五八三
一九一〇年	七六二	一、六三一
合計	一、八二七	四、三五〇

三等乗客の六割を支那人と見て、約一萬一千四百四十六人。

齊々哈爾驛經由及び汽船で松花江を通り黒龍州から歸るものの中

(一) 齊々哈爾經由

年次	三等	四等
一九〇六年	九、二六五	八、七七一
一九〇七年	一、六四七	二、三八
一九〇八年	一〇、三五一	二、一九四
一九〇九年	八、六二一	三、八九〇
一九一〇年	五、九八七	三、二二二
合計	五〇、八七一	一八、三一五

三等乗客の六割を支那人と見て、四萬八千八百三十七人。

(二) 松花江により歸るもの

年次	支那人約
一九〇六年	一、〇〇〇
一九〇七年	三、〇〇〇

第一編 支那人

一九〇八年	支那人約	八、〇〇〇人
一九〇九年	”	三、九五二人
一九一〇年	”	一、六五〇〇人
合計	”	三一、四五二人

以上總數に一九〇六年松花江より露領に入つた支那人九千人を加へると同江により五箇年間に哈爾濱へ出た支那人は約四萬人となる。然し此數は正確でない。二倍若しくは二倍半するを要すること明かである。秋期出稼支那人の歸國状態を目撃するものは、その混亂の有様に驚くであらう。支那人は幾週間でも舟航の便ある河岸に立つて通行汽船に乗船を嘆願するけれども、汽船は其時既に船倉甲板までも定員の二倍の乗客を積み込んで居るから、大抵知らぬ顔で通過して仕舞ふ。若し汽船が河岸へ著けば支那人が蟻のやうに蟻集して來るので、秩序を保つ爲めに盛んに腕力が用ひられる。

船長等は支那人を取扱ふこと貨物の如く、而も船賃も高率を取り、瀬の處では汽船の輕走の爲必ず一時苦力を陸揚げするを常とする。勿論各官廳の取調べによつても苦力の輸送實數は分らない。何となれば支那人は種々の検査を避けるために指定地から手前の最寄地點に下船する。松花江に依り哈爾濱へ來る支那人の數に關する正確な報導は、一九一〇年のものが支那稅關局にあるが、これ同局最初の年度報告で、これに依れば該年度の航行期間に下流から哈爾濱に來た支那人四萬七千七百五十六人、又東支鐵道河川航路部の報告によれば一萬六千五百人である。河川航路部の統計は十月一日迄のもので、此數は航行期終末に至つて増加したから前掲計算の正確なることは斷言出來る。

汽船に乗れない支那人は、馬賊の襲撃を慮り、數十人團體を作つて徒歩鐵道驛に向ふ。彼等は東支鐵

道專管地帯の仕事及び北滿の諸都市から歸還する支那人を合しても二十六萬二千三百八十五人には達しない。

同期間浦潮斯德から汽船で出航したものは、

年 度	人 員
一九〇六年	四三、五〇六
一九〇七年	二七、八六七
一九〇八年	二五、四〇七
一九〇九年	二〇、三一四
一九一〇年	二二、七〇六
合計	一三九、八〇〇人

これを陸路出國者と合せば約四十萬人となる。

此他の約十五萬人の支那人は、下僕、商人、下級勞働者として絶へず該地方に在るものゝ數である。但し此數は年々増加する筈である。何となれば各年度の支那苦力の渡來者數は歸還者よりも多いからである。然し一九一〇年六月二十一日附の官營工事に外人を使用することを禁ずる法律は、金儲けを目的として露領に來る支那人の流れを阻止するものなれば、若し此法律が第四項の但書なしに適用されるならば、此地方に於ける前記支那人の數はやがて減すべきこと疑ひを入れない(但書とは露國人のみで定期の官營工事をを行ふこと出來ない時は外國人を使用する權利を政府に附與する意味のものである)

## 第五章 支那人居住に關する立法

露國に入國する支那人は露國領事の裏書ある旅券を國境で提示せねばならぬ。即ち外人に對する共通の規則に従はねばならぬ。此規則を支那人に適用したのは僅に一九〇九年のことである。露國の立法には由來亞細亞國境通過外人の旅券査照に關する規程がなかつた。第三〇六條乃至三〇九條は僅に裏高加索人及波斯國民にのみ關するものである。故に西比利地方令第三四四條第四項により沿黒龍總督に特別旅券査照料金を支那人より徴するの權利を附與するに及び、旅券査照規定を定めることになつた。之は歐洲國境に適用せられ居る規程に多少の變更を加へて定められたものである。此規則によつて、支那人は國境を越へる際には旅券を呈示して査照を乞ひ、毎回三十哥の料金を徴收せらるゝことになつた。最初旅券の査照は國境に配置してある陸軍哨所が之を行ふたのであるが、一九〇二年から此仕事は税關屯所に委ねられ、小綏芬驛、滿洲里驛及び松花江上の拉哈蘇蘇に於ては憲兵に委ねられた。斯かる支那人旅券査照の方法は有害分子の入國取締上から見て頗る不徹底なれば、一九〇九年これに改訂を加へ、旅券の査照事務は専ら在外務省員に委ねることになつた。斯かる査照方法は支那人にとつては極めて不利面倒なものであつたが、支那人の流入を防止する方便としては有効であつた。然し此方法の効果を一層大ならしめる爲には國境の防備を今一層嚴重にする必要がある。何となれば現在の防備では領事館で旅券査照に要する費用を避けようとする支那人は、容易に國境を越へて露領に入ることが出来る。一九一〇年十月末、著者琿春に在つた時、支那人の言によつて、彼等が露國領事駐在地たる吉林までの旅費及び二留三十哥の旅券査照料を経済する爲、浦潮に在

る支那國庫を経て一時に規定の罰金を支拂ひ、露國旅券を注文することが分つた。此方法は他の國境の地點でも、露國內で多少の事業を経営する支那商人の専ら用ひる處であるが、大抵の支那人は旅券なしで済まして居る。

沿黒龍地方の國境通過許可地點は黒龍州では、イグナシノ、レイノオウオ、チエルニヤエウオ、ラツデ、ブラゴウエシチエンスク、エカタリノ、ニコリスカヤ、ミハイローセメノフスカヤ、沿海州では、クラスノセリスキイ、ハンシイ、ボルタフスキイ、琿春税關、哥薩克兵村、カザケエウイツチエウオ、コズロフスカヤ、グラフスカヤ、ハバロフスク市であつて、之等は何れも陸路入國するものゝ通過許可地點であるが、此外海路入國するものゝ通過許可地點として、ノウオキエフスク、浦鹽、蘇城のウラヂミローアレクサンドロフスコエ村、聖オリガ哨所、ニコラエフスクがある。

旅券の裏書は一箇月間以内の居住及び回数に限らざる國境通過權を附與するものであつて、支那人は此期限滿了後は、一箇年有効の露國旅券を申請する義務がある。本券發給に際しては支那人から西比利地方令第三四四條第五項に定むる特別料金五留を徴收することになつて居る。但し之は該支那人が不動産を所有せず又商業を營まざる場合に限る。之を徴收するのは、支那人が甚だ衛生思想に乏しく、白人種に多大の不便不快を與へるを以て支那人居住區域に特別の衛生設備を要するからである。他面旅券手数料の徴收は移住支那人の數を減ずるものであると考へたからである。

此手数料は實驗の爲め十年間の豫定で、一八八八年五月十七日から始められ、其後更に十年間延長せられ、更に一年一年と一九一〇年まで續いた。最後に一九一〇年六月十日の法律で支那人から手数料を徴收することは、一般移民法の實施時まで繼續されることになつた。此課税の内容は四留十哥の

本税三十哥の附加税七十五哥の印紙税を以つてなり、本税と印紙税とは國庫の收入となり、附加税は該州廳の積立金に編入される。三十哥の裏書料は旅費査照事務が國境官憲に委されてゐた間は知事の手許に寄託金として積立てられた。此金は(イ)旅券、旅券關係書類の調製、其他旅券發給に關する經費の補充、(ロ)支那人に對する旅券の發給、査照検査等を行ふ官衙の費用増額、(ハ)該地方に於ける支那人の居住及び前記各項に規定なき臨時經費に充當される。旅券査照が税關吏の手で行はれた時は此金の中から税關の經費として査照毎回到付す哥宛控除された。

最後に一九〇二年までは旅券査照料の中十哥は露國旅券を交附する官衙及官吏に報酬として與へられた。

露國旅券の下附は現行規定では、黒龍州に於ては州廳、區警察署長、鑛山警察署長、イグナシノ、チエルニヤエオ、ラツデ、エカヲリノニコリスク、ミハイロセメノフスク等の哥薩克隊長、レノウオ村の村長、之を取扱ひ、沿海州では都會に於ては市警察署長、郡に於ては郡長、郡警察署長、又烏蘇里江岸のカザケエウイツチ及びゴズロフカ哥薩克兵村では村長、グラフィスコエ村では土地の哥薩克隊長、其他哥薩克兵村長等之を取扱ふ。

支那人にして露國旅券を申請せざる者、期限の切れし旅券を持つ者、又は支那政府發給の旅券を持たざる者は五留の罰金を課せられ、同時に一定の料金を徴して露國旅券が下附せられる。露國の官憲が怪しと睨んだ者は浮浪人として國外に追放される。他人の旅券で居住する支那人若しくは自分の旅券を他人に讓渡する支那人は一八八五年の刑法第六七七條により過料に處せられる。一八九二年六月十八日附法律に依れば、支那人には支那人以外の外人同様、黒龍及び沿海州に於て土地所有權の

取得を禁せられ、又一八八六年十一月二十二日附勅令を以て支那との接境地方に於ける支那人の居住が禁せられた。

沿黒龍地方に於ける支那人の來到、居住取締及びその増加防止手段は、大體以上の如きものである。然し此規定の實際適用の旨く行かないのは、最近四箇年間に徵收した旅券手數料の統計と前掲支那人の大略數とを比べれば容易に首肯出来る。支那人は大抵の場合前記の通過地點を無視し、最も便利な地を選んで國境を超へる。或は下級警官に賄賂を使つて公然國境を超へるものもある。露國の旅券なしで居住し得る一箇月の法定期限は支那人をして各地に四散して、勞働に就業する可能を得しめる。彼等は官憲の方から云はぬ限り、自ら進んで露國旅券を申請しやうとはしない。支那人が自分の旅券を持つて居るか他人の旅券を持つて居るかを檢するのは甚だ困難であるから、此種の犯罪の檢舉は事實上不可能である。旅券検査方法が又頗る亂暴で、苦力を乗せた汽船が浦潮へ著くと、旅券の検査は一括的に行はれ、又一括的に汽船の係員に戻される。汽船の係員は支那語の知識皆無なれば、旅券が實際の持主に戻されやうが戻されまいが頓著せず手當次第に苦力に戻す。支那人は又一時も早く汽船を降りて仕事にありつかうとあせつて居るから、他人のであらうと自分のであらうと餘り氣に掛けない。其外地方住民の話では、露國旅券の大規模偽造が行はれ、而も之が時には判別しがたい程巧妙だといふ。無旅券者或は弊害ある支那人の國外放逐は餘り効果が擧がらない。露領から放逐された者は直ぐまたもとに戻るからである。斯くて現行制度主として黃禍對策としての徵稅制度は露國國境の實際の監視なくしては實效がないのである。故に此制度は對策でも何でもなくて、支那人の流入防止が無効なる以上はせめて之等黃色人種から幾らかでも絞り取つてやれと云ふ位のものに過ぎない。

現在の状態から推せば、徴收額が二倍に増加しても尙支那人が流入するは必定である。毎年歸國の際百五十留乃至三百留を持ち歸る彼等にとつては、五留や其處ら餘計に支拂ふ位は何等の痛痒を感じないからである。地方官憲も黄人流入防止策としての此徴收制度の無効を否認しない。一八九九年末及び一九〇〇年初、チチャゴフ將軍の統裁する特別委員會が沿海州在住支那人朝鮮人に關する規則を作成した時に、旅券手数料五留が主として財政的性質を有すること、支那人及朝鮮人の之を回避するもの無數であること、それは警察員の少數と海外から入込む労働者を需要する露國都鄙商工民の斯かる方策に對する無同情とに起因することなどが話された。

一九〇六年沿海州知事は三月二十日附照會第三三四一號の上申書中に「沿海州在住支那人労働者の大多數が種々の理由から露國旅券の申請を避ける旨を述べて居る。最後に沿黒龍總督は一九〇八年三月二十二日附第二六七一號文書を以つて、内務大臣に宛て、支那人監視及び手数料徴收に關する一切の事務が大なる缺損を招くものであることを傳へた。

以下、地方の黄色人在留を取締る現行規則に對する總督の整理案を審査し、一般移民法案作業の資料としての此案に批評を加へて見やう。

## 第六章 支那人の生業

沿黒龍地方の支那人は之をその生業の種別により、三つに區別することが出来る。

- (一) 多少とも土著的生活を爲す支那人、即ち商人、工業者、農民等。
- (二) 労働期だけ來住し、他の期は生國へ歸還する支那人労働者。
- (三) 何の豫定もなく、労働の希望もなく、漂然來り住する浮浪支那人、砂金泥棒、獵師、人參採集者、精酒密輸入者、馬賊等。

### 第一節 支那人の商工業

右の中(一)に屬する支那人の大多數は商工階級である。沿黒龍總督國庫局の統計によれば、沿黒龍總督府管内に於て自一九〇九年至一九一〇年現在、露人及外國人の商工業五、二六六及び七、〇二七に對し、黄色人種の商工業は三、五二八及び四、八一八を算し、其取引高は露人及び外國人の一九〇九年に於ける七千七百十六萬七千九百五十一留、一九一〇年度に於ける一億五千八百三十萬三千九百五十四留に對し、一九〇九年度二千四百九十三萬九千六百七十留、一九一〇年度三千八百八十一萬五千三十八留である。千九百一〇年十月十六日附第六〇七七二〇號黒龍江踏査隊長宛黒龍州國庫局長回答書、極東露領に於ける支那人企業の正確な數を得んとするには、一九〇九年度の總數の中より日本人の企業六二八を控除し、在浦潮日本總領事館の一九〇九年度報告又未だ算入せざる都邑行商支那人及び營業税を納附せざる支那人總數を加へなくてはならぬ。朝鮮人の企業に至つては其數甚だ少

く、黄色人種の企業の数の上に殆んど影響しない。以上の諸點を綜合すれば極東露領の支那人の商業の價值略ぼ推知することが出来る。黒龍州國庫局の編成に係る黄色人種の商業に關する統計は此點の詳細を知るに極めて便利である。支那人企業は彼等の保持する主義によつて露國人の競争を全然不可能ならしめる。その主義とは(一)従業員を企業に参加せしめる事、(二)出来るだけ資本の運轉を盛んにする傾向、従つて最小の利潤を以て甘んずること、(三)大商館の小商館に對する廣い資本融通である。

従業員の企業参加は最も廣く行はれて居るから、支那人の商工業は宛然組合の原則に基づくかの觀がある。利潤は年末に全従業員に分配せらる。分配は必ずしも平等でない。勞役或は資本以て企業に参加する各員の持分に應ずるものである。而して利潤の大部分は企業に投せらるるを以て、従業員の持分は次第に大きくなり、同時に又何れの企業にも免れざる危険が、全員に分配せられ最小限度まで縮まつて来る。尙此外特記を要するは企業主も従業員も共住共食し、以て人件費を極度に節約する事である。

沿黒龍地方に於ける支那人企業擴大の主因は、大企業と小企業の間の緊密な連絡、前者の後者に對する資金融に存して居る。商業上に於ける支那人の競争防止問題の起つた時に南烏蘇里地方長官が沿海州軍務知事に送つた報告は、支那人間の此組織を説いて間然する所がない。其一節に曰く、

「極東露領在任支那人の企業は宛然全州を掩有する一大團である。此團の中心を爲すものは一年十萬乃至十五萬の取引をする浦潮の大商館で、此の商館から年額五千乃至一萬五千の取引をする小商人が四方に分派し、更に此等の小商人から一千乃至五千の取引をする小商人、行商人が分派する」と。

これは一八九三年の報告で比較的古いが、數世紀の間に支那人の血液内に浸潤した商習慣は一朝一夕に改變するものでない。此一節が現在の彼等の商習慣の説明にもなることは、確信を以て云ふことが出来る。此簡易金融は資金の運轉を迅速ならしめ、延いて又安價に商品を販賣する可能を與へる。一年に何回も資金を運轉しやうといふ傾向は支那人間に多く見る所で、これと思ふ商品が格安に買へると見れば、それでシヨタマ儲ける爲め手持の商品を買値よりも安く賣拂つて資金を作る位の事は稀ではない。

露人が特に支那人と競争することの出来ぬわけは、兩者の企業經費の差にある。沿黒龍地方の商業顧問にして、グンスト、アリベルヌ商會の事街上の持主たるダツタン氏の計算によると、露國の大商館の經營費例へば従業員の給料、住宅、食費、賞與、商館及倉庫の賃借料、點燈、暖房、家屋貨物の保險、其他諸經費は合して運轉資本の一割五分乃至二割に當る。然るに支那の大商館はこれに比べて五分乃至八分以下である。著者は此觀察を正當であると思ふ。支那商館の従業員は大抵主人の知己親戚で、その受ける給料は月額僅かに五留乃至七留である(露人の三五―七五留に比べて)。彼等は商館内に寝泊りするを常とし、食事は小麦、野菜位に過ぎない。店頭には立派な裝飾もなく、看板も餘り出さず、商品は包装のまゝ、棚に積み置く仕末だから、高價な料金を拂ふて大きな店舗を借る必要はない。

支那人の中には屢々不正行爲をするものがある。特に行商人に於てさうである。ダツタン氏の報告書を見ると、支那人が露人の大商館で安く買入れた更紗なり、麥粉なりをその大商館の賣値に比べて非常に安く販賣する奇怪な事實を研究した結果、更紗が數アルシン切抜いてあつたり、麥粉が數フントごまかしてあつたりしたことを發見したと書いてある。

尙ほ支那人の商業上の経費を安くする一要素として、極東露領に旺んに行はるゝ密輸入を擧げることが出来る。國境の監視稀薄なため外國産及び支那産商品の大多數は五十露里の地帯を経て侵入し、主として支那商店に入り、次いで土地の苦力に販賣される。

沿黒龍地方の支那商人の特徴は最う一つある。それは脱税である。既に一八九三年南烏蘇里地方長官は之に著眼し、又一九一〇年、著者がハバロフスクに在りし時、國庫局長も之を話したことがある。局長の著者に寄せた書簡は、支那人の脱税方法を説くこと極めて委しい。左にこれを紹介する。元來商人は營業法に依り豫め次年度の營業鑑札を申請すべきもの、従つて該鑑札の發給は毎前年の十一月一日を以つて開始される。一年以内に新たに開業する時も同様に豫め鑑札を受けなければならぬ。然るに支那人は大抵此規則を守らない。彼等は開業届さへ出さないうで商賣を始める。監督官は此種の商人を發見する時は二週間の猶豫を與へて規定の鑑札を申請させる。二週間の期限後も尙ほ鑑札を申請しない時は、別に調書を作つて之を國庫局や警察へ出す。此調査が國庫局で審査確定し其寫しが警察署へ廻され、該商人に渡され、更に警察へ返され、訴願期間一箇月が経過し、愈々警察署が罰金取立に掛る時は、發見してから約六箇月も後となる。警察が店舗に向ふ時には既に前の持主は事業を賣拂つて芝罘に歸り、新たな店主がすまして居る。實際は前の店主は何處へも行かず手代に化けて居るかも知れぬが、初めて店へ來た警察官にはそれは分らない。甚しいのは元の主人が他人の名義で他人の旅券で商賣をやつて居るやうなこともある。

支那人企業の課税問題も亦多くの議論を醸して居る。大抵の支那商人は、店に居るものは店員に非ずして一時的に店に居る親戚知己であると嘘をつき、最下級の營業鑑札を申請する。又組合組織であるに拘らず、これを隠蔽して個人企業の如く装ふ。總て之等は露人の企業發達を妨げ、支那人の企業を盛んにならしめる結果を招來する。一八九三年ダットン氏の報告書によると、浦潮には支那人商店が百二十七あり、露人のもの僅かに二十三に過ぎぬ。

沿黒龍總督府國庫局長の報告によれば、一九〇九年浦沙の商店は露人のもの九十九にして支那人のもの四百四十七、一九一〇年には露人商店百八十一に對して支那人商店六百二十五である。ニコリスク、ウスリスキイ市では一八八三年以來或は破産し或は中止の運命に至つた露人商店二十、之に代つて現れた支那商店は六百九十四で、之等は總て一八八三年當時影だになかつたものである。一九〇九年には、露商四十八に對し支那商は二百四十五、一九一〇年は露商百六に對して支那商は二百七十二である。之等の數字は比較的眞に近いものではあるが、確實數ではない。と云ふのは著者が一九一〇年十一月浦沙の支那人商人を調査した所、鑑札を持たずに營業して居る者を多數發見したからである。

沿黒龍地方に於ける支那人商業の重なる種類は雜貨商、食糧品商、野菜商、果物商及び加工製品商である。支那人商業は沿海州に最も旺んで黒龍州では尠ない。これ黒龍州の商業は大抵砂金場に集まり、採金業者が自ら店を開いて日用品を供給し居り、その商法支拂頗る緩にして取引の迅速に基づく支那商業の堪へる所でないからである。又飲食店の數は一八九七年當時に比して減じて居る。之は(一)此種營業者が鑑札を回避すると、(二)衛生上の設備悪るき爲閉鎖せらるゝ數多きに上るのである。

國家的見地より見て支那人の商工業が極東露領のために有益なるや果た又有害なりや、此質問に對し大なる確信を以つて答ふるには、各種支那人商業の地方住民に及ぼす影響を調査するを要する。

支那人商業は之を分つて左の四種とする。

- (一) 都會に於ける大小商業
- (二) 村落に於ける大小商業
- (三) 行商
- (四) 土民相手の商業

都鄙を通して支那人の中には大商人は尠い。地方住民の言葉によると支那人の商舖は地方物價の調節者の役割を演じ、以て露人の商舖が法外の暴利を貪らんとするを制する。此方面より見れば支那人も亦有益である。支那人は露國の大商館と競争することは出来ない。これ彼等の商品種類大し多からず、且つ其時々の流行に追隨する能はざるに因る。加之支那人商館も亦露國大商館の顧客である。唯厄介な點は支那商館が支那小商人に資金を融通して一種の支那人商業網を形成することである。故に之等支那小商人に對して何とか打撃を加へなければならぬが、然し彼等は若し資金の融通を露領内の支那商館から受けざる時は、露國と隣接する支那領土から受けるを以て、結局打撃を加へても何にもならぬことになる。

實に支那小商人程露國工業のために有害なものはない。支那小商人の居る間は露國小商人は全然存在することは出来ない。殊にひどいのは農村である。支那小商人は移住したばかりの土地へやつてきて直ぐ根を張るので、露國小商人は如何ともすることが出来ない。國家的見地からせば、それは許し難きことである。國庫は沿黒龍地方移住補助金を支出して強壯な國民を極東に送る。然るに彼等の非常な努力も支那人の鐵壁に當つて碎けて仕舞ふ。支那人の存在が露國の財政上幾分の寄與する所

あれば我慢もなるが、彼等は露國に殆んど何等の寄與をしない。露國に居て儲けた金は悉く生國に持つて行つて仕舞ふ。支那小商人は大抵大都會で仕入れ得る商品ばかり取扱ふて居るから一種の仲買商人である。而してこれから得る口銭は即ち彼等が生國へ持ち歸る所の金。露國人が彼等に支拂ふ所の金である。この口銭は、彼等が彼等の社會に發達せる連帶性を利用することによつて勝手に釣上げることが出来る。支那小商人、殊に行商人はよく沿黒龍地方の僻遠の地まで入込み、地形に通ずるを以て一朝有事の際は故國軍隊の案内者となることが出来る。故に國防上から見ても危険である。又露人が租税を几帳面に納めるに拘らず、支那人が組織的に脱税を計るは、支那人を特權的地位に在らしめ、露人をして支那人は治外法權を有するかの感を抱かしめるものである。

支那人と土民との通商は更に弊害がある。

抑も土民との商業は、沿黒龍地方が未だ露國の公然の領土でなくて、支那人が通商、狩獵及び漁撈のために來た時代から始まつて居る。爾來五十年経つたが、土民は依然として支那人を見ること恰も自分の主人のやうである。一九一〇年沿海州の土民部落を訪ねた人の報告によると、其處には支那人の倉庫があつて、土民は露語よりも支那語の方を話し、時を定めて支那の役人を自分の家に招き、貢物を贈る。此慣習は黒龍江の下流ミヘル村及び其附近の部落、イマン、スーチャン川沿岸及びオラガ區地方のゴリド族、ギリヤク族部落に普く見る所である。

土民と支那人との通商は今日に到るも殆んど物々交換であつて、奪掠的である。土民は毛皮を提供し、その代りに支那人から日常必需品、武器、酒精、阿片を受ける。

土民は毛皮の貴重なるを知つて居なければ、支那商人より受ける品物の値打を知らない。其處に



附込んで支那人は普通の値段の二倍三倍も食ふ。先づ酒で酔はせて置いて、それから劣等品を高價に賣附けるのである。土民の搾取は商業中心地より遠ざかるに従つてひどくなる。支那人は御互ひの間の競争を避けるために、各自繩張りを極め、決してこれを犯さない。土民は支那人の手を経るに非ざれば物を賣買することが出来ない。

通商は普通掛で行はれる。土民は所要物品を買ひ、之に對する代金として一定期間に一定數量の貂皮を支那人に納める。もし完全に納められぬ時は、債務償却は年五割の利子を附して次期まで延期される。同時に又掛で所要物品を買ふ。次第に債務が増す。結局土民は身動きならぬ状態に陥つて仕舞ふ。支那人は土民の膏血を絞れるだけ絞つた上は、その土民を他の支那人に賣り飛ばし、妻子を奪ひ去る。甚しきは青竹で打たれて殺される土民さへ有る。

最近露人企業家が入り込み監督嚴重を加ふると共に、支那人は密林中に逃避すべく餘儀なくせられ、今度は彼等の通商方法を露人が繼承することゝなつた。

著者は、アルグン川、黒龍江沿岸を旅行した時に、オロチョン、ギリヤク、ゴリドの生活を觀察し、彼等が支那人より買取る物品の價格の統計を得た。後貝加爾州と黒龍江上流のオロチョンは露國商人の繩張り、オリギンスキイ地方のオロチョンは支那人の繩張りである。後貝加爾州では露商人は貂皮を一枚百乃至二百留で買ひ、衣類を百留、靴を五十留、牛酪一フントを三留でオロチョンに賣つてをる。酒精は官設酒舗で買ふことが出来る。又蓄音器や、風琴の様な贅澤品になると何百留と云ふ値段で賣つてをる。一體にオロチョンはハイカラであつて、男女の別なく綺麗な着物を着け、指環や腕輪を飾る。それに又中々の耽溺主義で、隙さへあれば酒を飲み、小用をきく土地の哥薩克や農民に金を蒔く。

黒龍江の下流では貂皮の値段は十五乃至五十留の間を上下して居る。之に對して物價は火酒一壇二乃至三留、精酒三乃至五留、小銃百乃至百五十留、彈藥は普通一發一留、支那産綫一布度十乃至二十留である。

著者は經濟上、政治上、道德上何れの方面より見ても土人間に於ける支那人商業が弊害あることを斷言するものである。支那人は土人を搾取し、土人に酒を飲ませ遂に彼等を衰滅に導くものである。此惡風はまた露商を墮落せしめないでは惜かぬ。又土人が經濟的に支那人に隸屬することは延いて後者の政治的勢力を増大せしめ、事實上の支配者たらしめ、唯さへ薄い露國の權威を益々減じて仕舞ふ。極東露領に於ける支那の商工勢力を防遏する必要は夙に露國地方官憲によつて認められてゐた。一八九三年沿海州軍務知事は市會代表者及大商人の會議を召集し、シエウエンフ氏の統裁の下に次の如き支那人商業制限案を作成した。

- (一) 商取引額の五分乃至一割に相當する收益税を支那人に課すること。
- (二) 此收益税を以つて支那人商業監督特別委員會を組織し、監督實施上の細則編成を同會に委任すること。
- (三) 證明せられたる規則違反の支那人に對しては累進率の罰金を課すること。
- (四) 二度まで規則違反を以つて罪を問はれた支那人は追放し、その店舖は閉鎖すること。
- (五) 納税の監督權を支那居留民團に委任し、支那商人の商業上の義務回避に對する責任と罰金を該居留民團に課すること。
- (六) 凡て都會以外、農村、其他南部烏蘇里地方に於ける支那人の商業を絶對に禁止し、同地方に現存す

る支那商店は一定期間内に閉鎖すること。  
本案に對してウンタルベルゲル總督は曰く、

「予は年毎に増加する支那商の露國商に對する優越的勢力を防壓する策を構するは急務なりと思ふ。然し他方需要者の利益を考へ極端な策に出でざるを可とする。先づ支那人商業に、特別の税を課することにする。而して税率は地方によつて異にし、該地方に於て最も弊害を及ぼす商業に除計課する。此策は、不動産を所有し既に商人等級税を納め居る支那人及朝鮮人に更に税を課する權能を總督に附與することによつて實施することが出来る」と。

此問題は一八九九年末及び一九〇〇年始沿海州軍務知事チチャゴフ將軍統裁の沿海州内朝鮮人及び支那人事情研究會の論題にも上り、次の議定を見た。

- (一) 支那人大商館の減少は一般商業に悪影響を及ぼさないが、住民の爲に不利益を齎すを以て都會に於ては商業の完全なる自由を許してよし。
- (二) 村落に於ける支那人商業を制限して貰ひたい。
- (三) 第二項の實施は冒險であるから、支那商人の村民搾取豫防策を講ずることを極めて切望する。
- (四) 土民村落に全然支那人を入れないこと。
- (五) 此禁制を街道附近の哥薩克兵村、村落、重要軍用地にも及ぼすべきこと。
- (六) 州内到處所に酒舖を經營することを禁止すること。

之と相俟つて、支那人朝鮮人の商館の開設を都會では市役所の監督の下に置くこと、哥薩克兵村及び村落では知事の指令に依つて行動する地方官憲の監督に附すること、支那人朝鮮人の、黒龍江沿岸

ムパロフスク及びウダ兩郡内の土民分布地方、州の北方諸郡、聖オリガ灣より黒龍江河口に至る日本海沿岸地方に於ける居住の禁止、酒舖開設の禁止、番頭、手代、下僕として酒舖に勤めることの禁止が立案された。

支那に於ける一九〇〇年の事件及び之と關聯して起つた支那人の衆團的露國引揚は此立案を實施に至らしめず、僅かに一九〇八年ウンタルベルゲル總督の提出した黄人流入防止策に豊富な材料を提供したに止まつた。因に此策は一九〇九年議會の否決する所となつた。

此策には支那人商業に關して一の規程があつた。それは、若し一等及び二等商人が半期の等級證票を申請する場合は彼等にも旅券手数料金の納付義務を及ぼすといふことであつた。

沿黒龍地方の各官衙の書庫には支那人商業對案が随分藏されて居るが之等は總て時宜に適せぬものと認められたものである。中には上掲の案に利用されたものもあつたが、結局案そのものと同様の運命に陥つた。

著者の考へる所によれば今迄の案は何れも適切なものとは認められない。或案は禁止的性質を帯び、或案は實際上納附されない税又は其受ける利益に比して極めて輕少な税を課する位のもの、共に不可である。納税監督權を支那居留民團に附與するは(シエウエルフの委員會案全然好ましくない)何となればそれは大商店間に一層大なる連帶性を促し、民團の首位に立つ巨商に群小商人が隷屬する關係を生せしめ、後者をして前者に經濟的のみならず行政的關係に在らしむるからである。

著者は政府の對策が、支那商人の特長と主義に向つて下さるゝに到つて始めて好結果を見るであらうと思ふ。勿論斯かる對策は一時に實施さるべきものにあらず、必ず漸を追ふて行はるべきもので

ある又抗議を避ける爲め常に支那人のみに限らず一般外國人にも及ばなければならぬ。これ支那は今こそ最惠國待遇を受けて居らぬが他の諸問題の譲歩の代償として此資格を受けるは遠き將來でないからである。

先づ現行法令附則として立法の手續を経て二箇の規程を作る必要がある。(一)沿黒龍地方及び之と接壤するイルクツク總督管内なる後貝加爾州内の支那臣民にして商工業の施設をなさんとする者は稅務監督官又はそれに代るべき商業監督機關より豫め許可を受けること(之は現行通商條約改正に際して他の外國人にも及ぼさるべきものである)而して此許可は營業鑑札を豫め申請するを條件とすること(二)沿黒龍及び後貝加爾州内の支那商工業に對しては、營業稅法第四五四條に依り掛小屋商人行商人商業規則を適用すること、稅務監督官並に之に代るべき商業監督機關は營業鑑札の申請或は許可を受けざる營業を發見したる場合は其調書を作成するに當り、一定額の罰金を保證するたぬ擔保を要求すること、又もし擔保を提供しない時は罰金額に相當する代替物を差押へ罰金に充當するためこれを競買に附すること、此方法は一舉兩得的である、當然の營業鑑札を申請せざる支那人商工業が無くなること其一である、營業鑑札を申請し得ない、或は營業證票を申請するに是非必要な正規の旅券を持たない支那人の引揚によつて、支那商人の減少することこれ其二である。

支那人は屢々その屬する等級の營業鑑札の申請を忌避する風あるが、之を防ぐには訓令の形式を以て支那商業の特長殊に組合組織、或は手代等を一時的在留者としてごまかす風習を稅務監督官に説明し置く必要がある、露國法制定犯發覺と共に彼等は彼等の屬する等級の税金を拂ふか或は又自分の商店を閉鎖すべく餘儀なくされるであらう。

然し斯かる方策は唯だ極東露領の支那人商工業を滅せしめるといふに止まり、斷じて露國商工業との競争を絶滅するものではない、後者の目的なれば支那人の商略を露人の商法になるべく應用して兩者の機會を均等にすることの方策を必要とする。

現在の地方の情況では、民間の發意を期し難いから政府は此點に於て次の方法により民間に援助を與へねばならぬ。

(一)小額信用の制度を設けること。

(二)特に新に設定せる植民地に移民の爲め小賣商店を設けること。

之等の小賣商店は新著移民に掛賣すること。

(三)村落に於て公設市場を開設する場合に廣く資金を融通すること。

(四)土民部落に官營倉庫を開設し、物品の代償として一定の評價で毛皮を受取ること。

此純然たる文化的施設と相俟つて沿黒龍地方に實施せねばならぬ禁制は以下の如きものである。但し之は露國商業の發達につれて漸行されねばならぬ。(一)土民部落及び新開村落で支那人商業及び支那人の補助を受ける露人商業の禁止、(二)食糧品の商業を除き支那人行商及び支那人の補助を受ける露人行商の禁止、(三)一等商人證票、二等營業鑑札以外支那人商工業の禁止。

以上は現行條約の改正に際せば、一切の外國人に及ぼす事が出来る。但し之は彼等にとつて重要な意義を有しない、何となれば白人商人は少しの例外を除いては村落に行商をしない、彼等は殆んど總て一等商人證票及二等及三等營業鑑札を受け居るものである。

## 第二節 支那人の農民階級

露領極東に居住する支那人の第一類に屬するものに尙ほ支那小作農がある。彼等は哥薩克兵村及び普通農村より土地を借受けて耕耘を營む。極東露領殊に黒龍州の小作支那人の數は、朝鮮人の同業に従事するものに比べて極めて少い。

土地其他不動産を所有する支那人は至つて少ない。之は一八九二年以來外人の不動産買取を禁止した結果である。之は最も機宜の處置であつた。若し此禁止がなかつたならば、勘定、高き支那人は早速自分の家屋を造るであらう。さすれば支那人の商工勢力或は支那人の流入を防止することは不動産清算の必要上一層困難を來すだらう。浦潮市會の調査書によると、沿黒龍地方で最も人口の稠密な同市に於て不動産を所有する支那人は僅かに十三名に過ぎない。

## 第三節 支那人の沿岸航海

土著支那人の大多數は、大平洋沿岸の航海に従事して居る。商法第十六條によると、沿岸航海は露國商港間に在つては専ら露國商船にのみ許されて居るのであるが、西比利地方令第五四四條は沿黒龍地方に限つて露人の沿岸航海の發達するまで必要に應じて支那人に之を許可するの權利を總督に與へた。これは一八八八年から一九〇八年まで繼續した。一九〇八—一九〇九年の航海期に臨み更に一箇年延期すると共に、露人の航海業の發達を計るため、義勇艦隊とカイゼルリング伯汽船會社とに巨額の補助金を支給する必要が認められた。一九〇九年に總督の權利は、移民法發布の時まで延長せられた。

然るに一九一〇年十二月一日議會が之を否決した爲、外人の沿岸航海は極東露領では禁止と云ふことになつたが、事實上無しと斷言することは出来ない。

大平洋沿岸航海が専ら露人の手中に歸するまでには、尙幾多の時間と困難を経なければならぬと思ふ。

極東露領の沿岸航海は大體に於て汽船と帆船との二種に分たれた。外國汽船の沿岸航海は甚だ有害と認められた結果、一九一〇年總ての商館に次の通告が發せられた。

「一九一一年の航海期に於ては外國船に對する沿岸航海の許可は特別の場合に限る。數回航海を要する多大の運輸貨物を持つ商館に對しても外國船舶契約の許可を與ふることなかるべし」

著者は外國汽船の沿岸航海に對する行政廳の立場を批評するを止めて、單に沿岸航海に従事する露人及び外國人の船隻數に關する數字及び浦潮商港部長の調査した露國船及び外國船の經費計算を引用して置く。

浦潮商港部長の報告によれば、一九〇九年度の沿岸航海外國汽船隻數は露船十三に對する八隻である。然るに一八九九年には八對九の割合であつた。十三隻の露國船は二百七回の航海をなし、八隻の外國船は二十三回の航海をなした。外國の船舶は此航海に對して毎回二百留を支拂つた。此點に於て露國船は外國船に比べて特權的地位に在ると云へる。外國船の水夫は大概支那人で平均四十人、二十八留の給料を受けて居り、露國船にあつては全部露人の水夫で平均三十人、約四十留の給料を受けて居る有様なれば、外國船の競争を云々する必要は更でない。

帆船の沿岸航海は事情全く之と異なる。現状に在つては此方面では露國の沿岸航海の發達の見込

はない。其原因は露國帆船に於ては外國人船員は、船員全體の四分の一以下ならざるべからずと云ふ規則の存在である。

行政廳は住民の物資輸送の道を斷つか、それとも外國人の沿岸航海を許可するかの岐路に立つて遂に第二の方法を選ぶこととなり、茲に外國船は積載量六百布度以上の船舶は一航海に十五留の沿岸航海税を納め、六百布度以下の船舶は五留を納めることにして沿岸航海の許可を得た。支那人及び朝鮮人が此許可を廣く利用して居るのは言ふまでもない。浦潮商港部の調査によれば、一九一〇年の航海期には四六〇の許可證が交付せられた。一九〇九年には四九三、一八九九年には七〇七件である。年毎に數の減ずるは多數の帆船が税金の納附を避けるからである。

此事實は商港部長と外黒龍地方稅關區監督官との間に取交された公式文書の中に證明せられて居る。一九一〇年七月第二八五號の文書を以つて商港部長は沿海州の沿岸諸地點に於ける稅關監督官をして支那人、朝鮮人の荷船所有者の沿岸航海許可證を檢査せしめ、もし彼等が夫を有せざる時は荷上げ其他の商業取引を禁ずるやう命令した。此命令は多くの支那人、朝鮮人の荷船が規程税金の納附を回避する目的を以て浦潮港に全く立ち寄らずに沿岸の諸地點を巡航する事情に鑑みて發せられたのである。事實一九一〇年、ボセツト沿岸、浦潮、聖オリガ灣間の海岸巡察に際し、支那人、朝鮮人の戎克及び荷舟の入口に投錨するもの多きには一驚せざるを得なかつた。之等の各舟の積載量は三百乃至六千布度で、各舟が港に立寄る回數は一航海期に八乃至十二回、或るものは二十回に及ぶことがある。黒龍及烏蘇里灣を殆んど毎日航海する舟は毎日浦潮へ食糧品を運搬するもので、之等の舟は軍事上の見地より露國の舟に對してさへ寄航を禁じ居る所まで侵入する。

著者は巡洋艦コマンドルペーリング及びカイセルリング伯の船で一九一〇年十一月の交べートル大帝灣に航した時、支那人、朝鮮人の戎克が種々の食糧品を積載して例へば、ルスキー島のノウイク灣の如き地に立寄るを目撃したが、之等は國防上より見て恕し難き所である。之等の現象は又他區にも見らるゝ所で、露國の帆船の一隻も見へざる所に支那人、朝鮮人の帆船が盛んに活動して居る。これ支那人は安價なる支那苦力を使用し得るに反し、露人は之を禁せられ居るに原因する。浦潮商港部長の計算する所によれば、競争上機會を均等にするには、支那人に對し大船よりは二百十留、小船よりは百五留の税金を徵收せねばならぬと云ふ。現状を全然改めない以上、露人の沿岸航海の發達が到底期し難いのはこれを以ても分る。

此問題は黃禍對策、或は外國人沿岸航海對策研究のために召集された委員會に一再ならず附議された。そして其結果は西比利地方令第三四四條に規定する總督の權利繼續といふことに歸結された。一九一〇年二月の會議の決議は最も注意に値する。それは露人の沿岸貿易と支那人の沿岸貿易との機會を均等にするもので、その具體的方針は四年間に稅額を漸次累進せしめ、一九一三年には大船の稅を二百十五留、小船の稅を百〇八留とする決議であつた。然るに若し此案を實施する時は沿海諸地方との交通なくなる恐れあるを以て、

(一) 支那人及び朝鮮人の小形及び中形舟の沿岸航海は地方住民の日用必需品及び極東露領發展に必須なる貨物の運搬に従事し居るため、沿黒龍地方特にべートル大帝灣に於て必要なること。

(二) 次に大型舟の沿岸航海は唯に露國の帆船のみならず汽船の大なる競争者たることを考慮し左の稅を課することを決議した。

- (一) 荷船 積載量二百五十布度以内、一航海五留
- (二) 荷船 積載量二百五十乃至二千布度、一布度に付き二留
- (三) 荷舟 積載量二千布度以上、一布度に付き三留

此率を試みに一箇年だけ實行すること。

汽船の沿岸航海税は従前のままに留めること。

然るに既に記した如く一九一〇年十二月一日、沿黒龍地方に於ける外國人の沿岸航海法禁止案が議會を通過した爲此新計畫はお流れとなつて仕舞つた。

此法律は果してその目的を達するだろうか、外國人は官憲を瞞著するために表向き露人の名義を用ひ、實際は依然として活動しないだらうか、此點は今確言し難い。時が回答を與へるであらう。著者の考に依れば本問題の解決には別様の方法が要る。即ち支那人商業の防止の場合と同様國策を以て沿岸航海上露人を支那人と同様の地位に置き、露人が著々競争し得る様になれば漸次に禁制方針を實行して結局外國人の沿岸航海を禁ずるを以て適策と思ふ。換言せば第一に露人の沿岸航海船に外國人労働者の雇用を許可し、第二に露人の造船事業に補助金を下附し、第三に露人の沿岸航海の發達するに従つて外國人に對する沿岸航海許可證の交附を制限し、漸次其數を減せしめ遂には全く之れを禁止し、第四に露國人の沿岸航海船に使用する外國人労働者の數を漸次減じ、遂には全く之れを禁止、第五に元來露支人の生活程度は異り、支那人の方遙かに低きを以て、前四項の方策を執ると同時に機會均等の立場より前述の協議會の可決せる税なりとも支那人の沿岸航海船に課すべしと云ふに在る。

此方法は漸次外國人の沿岸航海を壓迫すると共に、従前の運賃を上げないこと云ふ特點がある。何となれば露支船間に競争ある間運賃の引上げは不可能だからである。

#### 第四節 支那人奴婢

尙ほ第一類の支那人に屬するものに沿黒龍地方の殆ど何れの家庭にも住み込んで居る多數の下僕、裁縫工、洗濯工、指物工及大工がある。下僕、特に下婢の問題は極東露領の疾患的問題である。露人の下僕に善良なるものはない。概して彼等は本國の失敗者で、飲酒の癖ある外、不正直である。

婦人で沿黒龍地方に来るものは直に嫁入るか、カフフエの女に化するか、或は墮落して仕舞ふ。而も馬鹿に高い給金を欲しがるので、餘り富まぬ家庭や、多數の小兒の有る家庭では黄人奴婢を備ふのを常とする。

一般の批評を聴くに支那人奴婢は非常に良い。几帳面で、静かで、酒は飲まず、よく命令に服し、比較的正直で、直ぐ露語を覺へ、安い給金でよく働く。

然し彼等にも亦弱點がある。それは彼等の目的が元來出稼ぎなれば同一の處に三年乃至五年以上はゐないことである。その奉公中にも専心金儲に努力し、例の支那人間に流行する「收賄」を盛んにやる。此收賄と云ふのは、支那人奴婢が若干の支那人商人と結託して、該商人等をして主家の御用注文を獨占せしめ、自分はこれに對し一定の口錢を取ることを云ふのである。支那人の憶病も亦缺點の一つで、一度危険身に迫れば主家を放擲して逃げて仕舞ふ。馬賊などの襲來の時など殊に然りて、甚しきは我が身を救ふために一籍になつて掠奪殺人に加はることさへある。

近年斯かる例は次第に多くなつて來た。一般に支那人の下僕が主人と客との話を屏のかけで立ち聞きすることは屢々見受ける所で、著者自身にも此經驗は再三再四有る。之を以て見れば、支那人ボーイが偵察の手先としては恰好の人間であることが分る。

官吏に支那人ボーイの使用を禁ずる規則は目下の状態では行ひ難い。之は極東露領の人口可なり充實し、露人の餘剰が都會に流入する時になつて始めて行ふことが出来る。當分は此規則は高級官吏高級軍人其他國防上重要な用務を行ふ人々だけに制限するをよしとする。何となれば斯かる人々は高録を食み居れば露人ボーイを使用するも苦しくないからである。

### 第五節 支那人労働者ノ苦力

第二類の支那人は即ち支那人労働者たる苦力である。苦力は毎年沿黒龍地方に來り其年の秋の末になつて生國へ歸る。之は夏の間或は砂金場の労働者となり、或は農夫となり、或は製造工場の労働者、家屋建築、土木工事、市街修繕等の工夫となり、或は埠頭の荷積卸人夫、小汽船の水夫となつて労働に従事する筋肉労働者である。極東露領に於ける労働問題は黃禍論と密接の關係を有するものとして目下非常の關心事とせられて居る。その歴史は直ちに黃人流入の歴史である。之が解決は即ち沿黒龍地方の黃人問題を解決するものである。此問題を評價するには、先づ極東露領の企業が労働力を供給する露國農民の移住以上に發達して行くこと云ふ根本措定に留意するを要する。生産業の停滯を避けるためには充分の勞力を持たねばならない。此の點より見て支那人労働者の存在は企業者に取つて非常な心強さである。

况んや支那人労働者が柔順精勵安い賃銀で宜く労働に堪へることは露人企業者をして益々彼等に執著せしめずには措かない。之に反し極東露領の露人労働者の評判は頗る悪い。彼等は免囚、砂金泥棒の失敗者など、凡て社會の屑が金に窮してなるので、性質悪く罷業癖を有し、常に酒に耽り、祭日には労働せず、引受けた仕事を几帳面にやらず、而も其勞銀は支那人以上である。請負業者は露人労働者に仕事をやらした時は期限内の無事完成を保障することが出来ない。

幸ひ移民増加の結果、真正の露人労働者次第に市場に現はれ來たと共に不良労働者影をひそめ、次いで労働者間の射利的賃銀も支那人労働者の賃銀に接近して來たことは、浦潮市の労働會館長ベエロフ氏と東支鐵道烏蘇里部管理局との間に一九〇九年に取交した露人労働者の浦潮に於ける荷物積卸賃銀を支那人並にすることに就ての文書によつて明かである。

露人労働者が法外の勞銀を要求すること、或は休日などに労働するを好まぬことこの例として、一九一〇年の夏、著者自ら目撃した一事實を語らう。

著者は八月十二日上部黒龍江汽船會社の汽船ウルカンに乗じゼエヤから、ダムプスキイ埠頭に向つた。ウラヂミルの瀬を通る時、汽船は岩礁に衝突して四箇所は大孔を明け、水は客室まで浸入して來た。そこで不取敢汽船を岸に近寄せ、甲板乗客の援助で積荷を卸したが、破損箇所は修理は簡單には行かず、熟練職工の來援を要した。著者が數日後再びゼーヤへ歸つた時、上部黒龍江汽船會社重役サンガイロ伯は著者の居合す所で、ダムプスキイに在る出張員に電請し、同地より此時破船の場所に向け出航する汽船に修繕職工を載せるやうと命令した。然るところ職工は往復時間を含めて一時間一留の賃金を要求した。之は餘り高いので、結局一日二留五十哥で修理に應じた支那人を載せて行くことに

なつた。八月七日ゼーヤからも之と同様の賃銀で露人労働者を送つたが、彼等は現場へ到着すると早速三留に増してくれと要求した。

露人労働者中舊教徒は除外例で、これは力も強く宜く労働に堪へ得るが数は尠い。彼等も黄人労働の競争に打ち克つことは困難である。

### 第六節 露人と支那人との労働能力の比較

露人労働者は熟練、敏速、機智、冒險を要する労働の方面に適し、支那人労働者は單調、簡單、租率の労働に適する。後者は體力よりも寧ろ駐くべき忍耐力と、休みなく働く能力を以つて卓越して居る。一八九七年の統計に基いたブラゴウエンチエンスク取引所報告に依れば、露人労働者は纖維工業、動物生産品工業、金屬工業に多く従事し、黄人労働者はその大多數は支那人は鑛物の精製、煉瓦、石灰製造、化學及び化學と關係ある生産、製鹽、葡萄酒及び麥酒製造、食料精製、製粉及び碾割麥に多く従事する。

之と並べて沿海州で多年土木工事に従事し、陸軍省及び東支鐵道の土木工事を引受けた技師ニコレイツチの(露人と黄人との労働の性質の比較)を引用するは極めて興味がある。

ニコレイツチ氏は記して曰く、露人労働者は特に農に於ては支那人労働者よりは遙かに成績がよい。例へば普通の露人は毎日〇八〇デシヤチンの土地を耕耘すれども、支那人は五人掛りで僅に一デシヤチンを耕すに過ぎない。露人の漆喰工、ペンキ師、煖爐工、指物工は支那人よりは非常に巧妙である。露人労働者は仕事に熱中し易い。されば一氣呵成を要するやうな場合に至極適して居る。支那人は斯かる場合には不適當である。彼等の生産力は人數の多くなるに従つて減退して行くのが常である。若

し四人で二時間に成就する仕事があれば、一時間に仕上げると八人では足らず十二人の支那人を要する。割増賃銀も、慰撫も、恐嚇も彼等をして努力精勵させる何のタシにもならぬ。良い露人の労働組合はよく企業主の意のある所を察し、彼と共に長時間働いても何の苦情も云はない。彼等は企業主が彼等の努力に酬いることを信じて懸命に働く。之は黒龍鐵道調査技師も著者に語つた所である。著者自身も黒龍踏査隊の道路部の事業に臨んで親しく目撃した所である。尙附言すべきは露人労働者は天候の如何に拘らず働くけれ共、支那人は着物殊に履物が悪い爲に雨天には仕事をしない。

労働問題に於ては労働者の性質と努力以外尙は賃銀も意義を有する。寧ろ之は第一義的の意義を有する。何となれば黒龍州國產局の統計によれば、沿黒龍地方の大多數の事業は小流動資本で經營されて居るからである。大資本無き原因は極東露領の政情不安の爲め巨商をして投資を控へしめるのと、歐露で極東露領の資源豊かなるを耳にし一攫千金を夢みて一文の金すら持たずに來る冒險的企業家が多いからである。此種の企業家にとつては露人に比べて賃銀の低い支那人労働者は恰好の勞力である。

諸官術の統計により勞力價格の差を示せば次の如くである。

- (一) 沿海州では支那人下級労働者の日給は七十哥乃至一留之に對する露人の日給は一留乃至一留六十哥、支那人大工、石工一留乃至一留六十哥、亦之に對し露人は二留乃至三留。
- (二) 黒龍州では殆んど之と同様であるが奥地に行くにつれて日常必要品の供給不便のため漸次賃銀増加の傾向がある。
- (三) 後貝加爾州では賃銀は少し低い。支那人下級労働者の日給五〇哥乃至一留、同じく露人一留乃至



一留五十哥

露支労働者の賃銀の差は支那人の消費程度極めて低きに因る。兩者の消費程度を正確に知るには砂金場の労働者の買物通帳を見るのが一番よい。何となれば人煙遠い密林中の砂金場では労働者は需要品一切を企業主の倉庫から買ひ求めなければならぬからである。

次に記すは黒龍州セレンムヂヤ砂金場の露支人労働者毎月の消費比較である。これは下セレンムヂヤ會社砂金場及びア、コロソフのザガードチヌイ砂金場の労働者買物通帳に就き調べたものである。

露國人労働者

品目	需要數量	單位價格	需要額
生肉	一・二〇	八〇	一〇〇
牛酪	五	五五	二七五
三等麥	二・〇〇	二・六〇	五・二〇
食鹽	三	四	一二
挽麥	一〇	六	六〇
砂糖	五	二四	一二〇
バイホウ紅茶	一	一四〇	一四〇
鮭子	一五	九	一三五
芥子	四分ノ一	一	一五
合計			二二八七

品目	需要數量	單位價格	需要額
胡椒	八分ノ一	一	五
合計			二二八七

支那人労働者

品目	需要數量	單位價格	需要額
碾豆	一〇	六	六〇
切乾	三	二〇	六〇
三等麥	一・〇〇	一	一・〇〇
磚茶	四分ノ一	九	六〇
大油	二	一八	三六
食鹽	三	四	一二
素食麵	五	一八	九〇
合計			八二七

ゼニヤ嶺山區は交通不便なれば従つて砂金場労働者の毎月消費は高く、露人二八留支那人一二乃至一五留である。之に反し浦潮、ハバコフスク及び其附近の地に於ては労働者の毎月消費高は低い。即

ち浦湖の露人一九留三七哥、支那人五留一〇哥、バコフスクの露人二二留三七哥、支那人四留九七哥である。

露支人労働者の消費差は、前記に更に衣類を加へる時は一層大となる。露西亞人の衣類は高いが支那人の衣類は安い。

露國に在留する支那人の所得を計算するには、毎月消費高を毎月稼高より控除すればよい。毎月稼高は前記の統計によると沿海洲では、下級労働者にして二十五留、石工、大工にして三十留である。

黒龍州では前者が三十留、後者が三十五留である。後貝加爾州では稍低い。故に支那人の毎月の稼高は小遣錢を二留と見て十八乃至二十五留である。支那苦力は早春露領に來り晩秋去る。平均滞在七箇月なれば季節末支那に持歸る金額は百二十五乃至百七十五留である。此中から往復の旅費、旅券手数料、旅館の支拂、出發地の請負人への報酬等五十留を差引くと支那人が家族扶養料として生國へ持歸る金額は七十五乃至百二十五留となる。換言せば沿海洲地方から毎年支那苦力の持歸る金額は、苦力の歸國數八萬人と見て、極最小に見積つて六百萬留の額に達する。之には勿論支那人の企業者や、僕婢を入れてない。極東露領に在る露人は支那人が露西亞に何物をも残さぬことを不平がましく云ふが、此見解は正しくない。何となれば支那人の労働の結果は露領内に残つて居るからである。

然し翻つて考へるに、交通不便の以前なら知らず、鐵道の便によつて歐露から露人の労働者を容易に招致し得る今日に於て、此結果は露人の労働によつて得られるのであつて、能々支那人を入れてこれに多額の金を與へる理由は無い。

極東露領から支那人労働者の持去るものは、西歐、亞米利加から露人労働者が持歸るものであるか

ら國家經濟から見て大した差はないかも知れぬが、政治上から見る時は大いに差が有る。何となれば年々増加する沿海洲地方への黄色人種の流入を防ぐからである。唯然し支那人勞力を露人に替へることは、極東露領に於ける各種企業の上の支那人勞力の意義を慎重考慮したる後著手するを要すること勿論である。

然らば支那人の勞力は何れの方面に使用せられるかと云ふに、

(イ) 民間事業

(ロ) 民間用益獨占事業(砂金場)

(ハ) 官營事業

## 第七節 民間事業に於ける支那人労働者

前記(イ)の部に屬する事業とは即ち露支人の商工業を指すので、之等民間事業に於ける全部若くは一部の黄人労働を露人に替らしめやうといふのは到底考へられないことである。若しそんな事をすれば唯さへ困難なる露支人の競争は絶體に不可能となつて仕舞ふ。何となれば支那人は主人と労働者とを同族の關係であることまかしの得るが、露人の事業家は斯かることまかしが出来ないからである。露國政府が支那人商工業に對して前述の方策を行ひ、支那人の競争が衰退する時、年々露人労働者の來住が増加してその間に競争を生じ、賃銀が低下する時、其時こそ始めて民間事業に於ける黄人労働制限策を適用すべきである。然し恐らくは制限策を講ずる必要はないであらふ。何となれば既に現在に於ても露人勞力のみを使つて活動する事業を見受ける。露人勞力に餘剰が生じ、その労働の特長が

明かとなり、賃銀低下する時は恐らく誰しも支那人勞力より露人勞力を選ぶであらう。従つて前者は需要のなき爲、我が極東露領に漸次來なくなるであらふ。

### 第八節 砂金場の支那人

第二種の事業即ち鑛山特に砂金場では黄人勞力の使用は聊か趣を異にする。

密林中に大なる部落が生じ、道路、電信、電話が開通して、全住民が便益を受け、不可航と認められた河川にも船が通ひ、郵便局が設けられ、病院が建てられ、地方裁判官及警察署員が手當を受け、一般官吏、鑛山監督官等が社宅、燃料、點燈等を有し、砂金場區域の商業が發達するは金鑛業者の御蔭である。

他方又沿黒龍地方の金鑛業者は毎年五百布度の金を採取し、露國の國家經濟上大なる貢献をなして居る。殊に金兌換制度實施以來金鑛業は一段と重要視すべきものとなりたれば、政府は充分慎重の注意を拂ひ、輕々に黄人を排斥して此種事業に頓挫を來たすやうなことがあつてはならない。但し金鑛業に於ける黄人勞働を評價するには次の根本前提を忘れざるを要する。

- (一) 砂金泥棒の防止策を講せねばならぬこと。
- (二) 金鑛業の發達は國家として極めて有利なること。
- (三) 黄人勞働の使用は通貨の海外流出を招き、黄人の露國流入を助長すること。

沿黒龍地方金鑛業の現状は沿黒龍調查部商工省代表者ア、ミチンスキイ氏の報告中に詳述する所あれば此處には單に金鑛業上黄人勞働の意義の簡單な説明に止めて置く。

現今金鑛業は流動資本なき爲め苦境に在る。舊鑛區は或は既に採り盡され或は採り盡されんとし

てを。どころで之を採り盡すには完全な機械を要するが、此機械を設置する資金がない。何となれば砂金が多量に出た時代に投せられた資本は株主の悉く回收する所となり、流動資金の増加の爲には少しも殘されなかつたからである。探鑛を行ふには随分金がかかるが其金もない。而も金鑛は収入多い事業と認められ居れば税は頗る高い。

事情斯くの如くなれば、金鑛業者は勢ひ安價な黄人勞働を求めて損失を償はうと考へた。その最初の例は千八百八十年代の末葉、ジャリング金鑛に見ることが出来る。其頃よりして支那苦力のチャリング方面及びその北方に流入するもの年々増加した。日露戦争後鐵道の敷設は益々此流入を助長したのである。

没落に瀕した金鑛業者にとつては安い賃金に満足する支那苦力は最も望ましいものであつた。合金量多い所の採金は苦力にやらして始めて引合ふのであつた。砂金場の支那苦力統計は次の如くである。

一九〇六年	五、九三五人
一九〇七年	七、〇四一人
一九〇八年	一七、四六〇人
一九〇九年	三〇、四二九人

此數は實數に遠い。何となれば既に述べたる如く砂金場へ行くことを許された支那人で密林中に砂金泥棒をやつて居る多數の者は計算出來ないからである。

金鑛業者が砂金場に支那人を招致するのは、鑛業法第六六二條附録第五項第二目民間金鑛業勞働

者雇傭規則に依る。即ち此規則には黒龍州及沿海州に於ける外人労働者の雇傭は支那人に限る。其他の外國人は其都度沿黒龍總督の許可を得るを要すとある。一九〇九年以前には支那人以外砂金場には朝鮮人も居た。朝鮮人はその性質或は需要物の量の點より金鑛業者の喜ぶ所であつたが、一九〇九年以來朝鮮人の砂金場労働は政治上の意味から禁せられた。此禁止の由來及批評は朝鮮人に關する章で述べやうと思ふ。

金鑛業者は、黄人労働使用以外、商業上の利益を以つて金鑛業の缺損を償ふため商店經營に力を注いだ。商業上の利益の如何に大なるかは下セラムヂヤ金鑛會社採鑛部が著者に通知した次の統計で推察することが出来る。

一九〇六年の貸銀	一〇九、七〇九圓五〇哥
露人に支拂つたもの	五〇七、九留四九哥
朝鮮人に支拂つたもの	二、三、三二九留八九哥
支那人に支拂つたもの	四六、三五二留一二哥
此内現金で支拂つたもの	一、二、五一留一六哥
對露人	七、六八七留一三哥
對朝鮮人	
對支那人	

兩者の差引殘額は労働者に賣つた物品代として會社が取つたものである。  
一九〇八年度の各人種労働者の稼ぎ高及び手取金を示すと

人種別	稼 ぎ	手 取 金
露 人	一二〇、〇四一・二七 <sub>哥</sub>	五四、六八〇・五七 <sub>哥</sub>
朝鮮人	九、八九六・九六	一、五八〇・四七
支那人	三〇、三八三・八一	一、二、五四一・九五
	一九〇九年度	
人種別	稼 ぎ	手 取 金
露 人	一四、一六六・九八 <sub>哥</sub>	六二、七八三・一七 <sub>哥</sub>
朝鮮人	一、三四三・八四	四六・〇一
支那人	二九、一八八・五七	八、八九九・〇〇

労働者の數

年 度	露 人	朝鮮人	支那人
一九〇七年	一四六	一一二	一一〇
一九〇八年	一七七	三三二	一三二
一九〇九年	一九一	四	一九〇

多數専門家の言によれば此數字は代表的のものなりとのこと故、此處に之を示して置く。

現今砂金場には労働者に對する報酬の方法は三種ある。(一)は現金或は物品での報酬(二)は採金一ゾロトニク(一匁一分四厘毎に採金者に一定の分け前を提供して勞に報ゆるもの、所謂ゾロトニク制度(三)は鑛主が砂金場の一定區域を労働者に貸下げて、毎年一定量の金を鑛主に提供せしめるもの、所謂